

国家製造業政策について

2013 年 5 月

JETRO ニューデリー

2011 年 11 月 4 日付で、インド商工省産業政策推進局(Department of Industrial Policy and Promotion, Ministry of Economy & Commerce)は、「国家製造業政策」を公表した。2009 年 11 月 17 日の州政府産業大臣会合において、GDP における製造業の比率を当時の 16%から 25%にまで引き上げるという方針が承認されたことを受けてのもの。知的財産に関する記載を中心に概要をまとめると以下の通り。

基本方針

1. 製造業の成長率を 12~14%に引き上げ、2022 年までに少なくとも GDP の 25%とする。
2. 2022 年までに製造業において 1 億人の新規雇用創出を行う。
3. 出稼ぎ労働者・都市部貧困層に適切な技能を習得させる。
4. 国内付加価値を増大させる。
5. インド製造業の国際競争力を高める。
6. 環境に配慮した継続的成長を実現する。

具体的施策

1. 外国投資・外国技術の導入
2. 国内企業競争力を政策・計画策定の指針に位置づけ
3. 法令順守負担の緩和
4. イノベーションの促進
5. 本政策の軌道修正のための諮問メカニズムの導入

重点産業分野

1. 雇用集約型産業：繊維、衣類、皮革、履物、宝石及び装飾品、食品加工など
2. 資本財産業：工作機械、重電設備、大型搬送設備、土木産業設備、発掘機械など
3. 戦略的重要産業：航空宇宙産業、海運業、IT ハードウェアと電子機器、通信機器、防衛設備、太陽エネルギーなど
4. 競争優位産業：自動車産業、製薬業、医療装置など
5. 中小企業
6. 国営企業：特に防衛・エネルギー部門

知的財産制度についての言及

外国技術へのアクセスと固有の技術開発推進のため、以下の点に言及

さらなる共同発明、国産イノベーション、環境技術へのより良いアクセスを可能にするために知的財産権管理体制の思慮深い改善を行う。TRIPS 協定を超えた拡大には慎重であるべきである。

技術獲得・開発ファンド(TADF: Technology Acquisition and Development Fund)を設立する。TADF がパテントプール兼ライセンス機関として機能することで、特許権者から権利を購入し、希望する企業にライセンス(通常実施権)を提供する。他方、特許権者が当該技術を合理的な価格で提供していなかったり、インド国内需要を十分に満たすようインドで実施していない場合には、TADF が政府に強制実施権を発動するよう働きかける。

(今浦 陽恵)

本内容は、日本貿易振興機構が 2013 年 5 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。